

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドミウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土壌中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされてきた。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山：明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウムの人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47～53年度に事業費19,202,4千円で鉱水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行った。また、昭和54年度は、事業費55,505千円で第一かん止堤及び旧第4沈殿物たい積場鉱害防止工事、並びに旧第4捨石たい積場災害復旧工事を行うと共に、旧第5及び第6沈殿物たい積場調査、並びに坑廃水処理施設整備のための調査を行った。

百山鉱山：開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）の認められたものが2検体あった。土壌では銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策としては百谷鉱業株は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地13地点について土壌、農作物並びに県内魚介類11検体、県外魚介類29検体について魚介類調査を行った。その結果は表74～75のとおりである。

1 土壌、農作物調査

小田川流域の水田146ヘクタール91地点について、土壌中の重金属及び玄米中の重金属含有量を細密調査した。

その結果についてみると、土壌中の銅は91地点平均130ppmで、うち「農用地の土壌汚染防止に関する法律」に定める農用地（田に限る。）土壌汚染対策地域の指定要件である銅125ppmを超える地点は37地点（40.7%）あった。

また、カドミウムについては、91地点平均で065ppmであった。玄米中のカドミウム含有量は91地点平均で036ppmであり、玄米のカドミウム基準値1ppmを上回るものはなかった。

表83 水田土壌及び玄米中の重金属調査結果

(単位、mg/kg)

地 区	調査地点	土 壌				玄 米	
		カドミウム		銅		カドミウム	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
岩美町大字荒金	12	0.63～2.21	1.21	8.3～789.0	203.6	0.06～0.76	0.30
〃 院内	11	0.38～1.18	0.73	11.0～411.8	170.4	0.08～0.78	0.30
〃 長郷	7	0.26～0.45	0.35	4.6～216.0	89.7	0.14～0.60	0.37
〃 高住	10	0.33～0.66	0.48	5.4～306.1	148.5	0.06～0.87	0.31
〃 岩常	32	0.33～0.92	0.55	4.5～251.3	91.1	0.06～0.67	0.32
〃 河崎	8	0.53～0.75	0.62	37.0～198.1	132.9	0.25～0.98	0.55
〃 太田	9	0.49～0.81	0.65	53.4～226.0	148.8	0.24～0.74	0.53
〃 本庄	2	0.37～0.46	0.42	21.8～61.2	41.5	0.21～0.27	0.24
合 計	91		0.65		130.0		0.36

〔注〕 昭和54年度農業改良課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類11検体、県外産魚介類29検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和48年7月23日厚生省暫定的規制）総水銀0.4ppmを下回っている。

表84 魚 介 類 調 査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	11	11	0	ppm 0.04	ppm ND	ppm 0.02	暫定的規制値 総水銀 0.4 ppm
県外水揚魚介類	29	29	0	0.16	ND	0.03	
計	40	40	0				

〔注〕 昭和54年度県衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品53検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表85 食品PCB汚染調査

種 類 別		総 検 体 数	検 出 値			暫定的 規制値 ppm	適	不 適	備 考	
			最高値 ppm	最低値 ppm	平均値 ppm					
魚 介 類	県内 水揚	遠洋沖合魚介類	7	0.05	N D	0.01	0.5	7	0	遠洋 とびうお、しいら、 さば、いわし、かれい、す けそうだら、ズワイガニ 内海 たちうお、このし ろ、いさき、あじ、かわ はぎ、はまち、しろいか、 きんふぐ、あかはた、の どぐろ、あまだい、へい けだい、あながしろ、あ まさぎ
		内海内湾 "	4	0.04	N D	0.02	3	4	0	
	県外 水揚	遠洋沖合 "	17	0.33	N D	0.02	0.5	17	0	
		内海内湾 "	12	0.08	N D	0.02	3	12	0	
計			40	—	—	—	—	40	0	
牛 乳			5	N D	N D	N D	0.1	5	0	学校給食用牛乳
乳 製 品			2	N D	N D	N D	1	2	0	バター、脱脂粉乳
肉 類			3	N D	N D	N D	0.5	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉
卵 類			3	0.01	0.01	0.01	0.2	3	0	鶏卵
計			53	—	—	—	—	53	0	

(注) 昭和54年度県衛生課調査

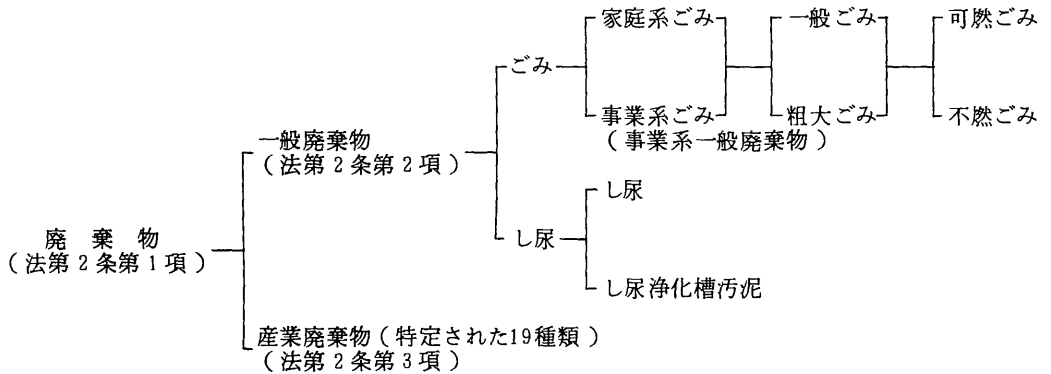
N D 検出されず(0.01未満)

第8章 廃棄物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種の廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、表84に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表86 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第6条に定めるところにより、処理すべき地域を定め、当該区内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分を計画的に実施することになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的処理する必要があるが、施設整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき国が定める計画の通りに整備事業の推進が図られている。

昭和54年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制が整備されていない市町村はないが、今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴ない各市町村においては、施設の新増設及び更新等、衛生処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望まし

いが、下水道が普及していない地域においてはし尿浄化そうが普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、汲取便所であり、これらの汲取りし尿及び浄化そう汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和53年度におけるし尿の処理状況については、図14及び図15に示すとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内排出量の63.5%、し尿浄化そうにより処理されているものは12.4%であるが、農山村部を中心とした地域においては14.2%のものが自家処理に依存している。

し尿処理施設の整備状況等は表85に示すとおりであるが、衛生処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図 14 し尿処理の状況（昭和53年度）

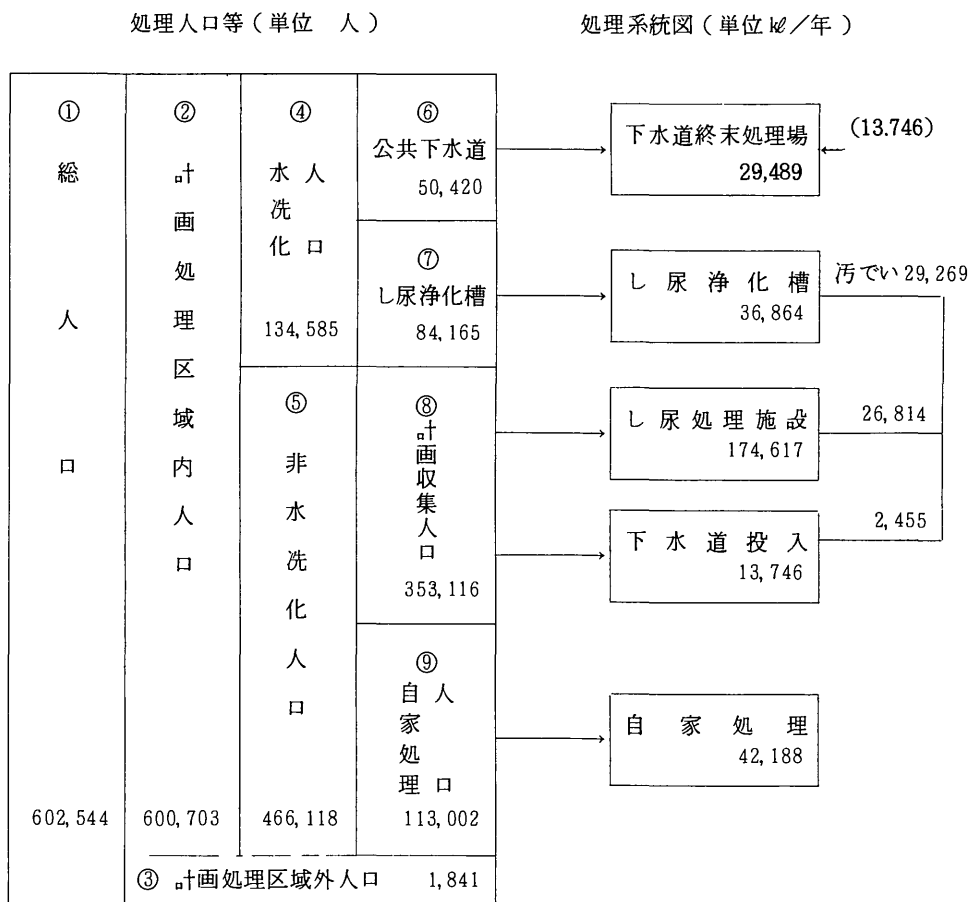


図 15 計画処理区域内におけるし尿処理の状況（昭和53年度）

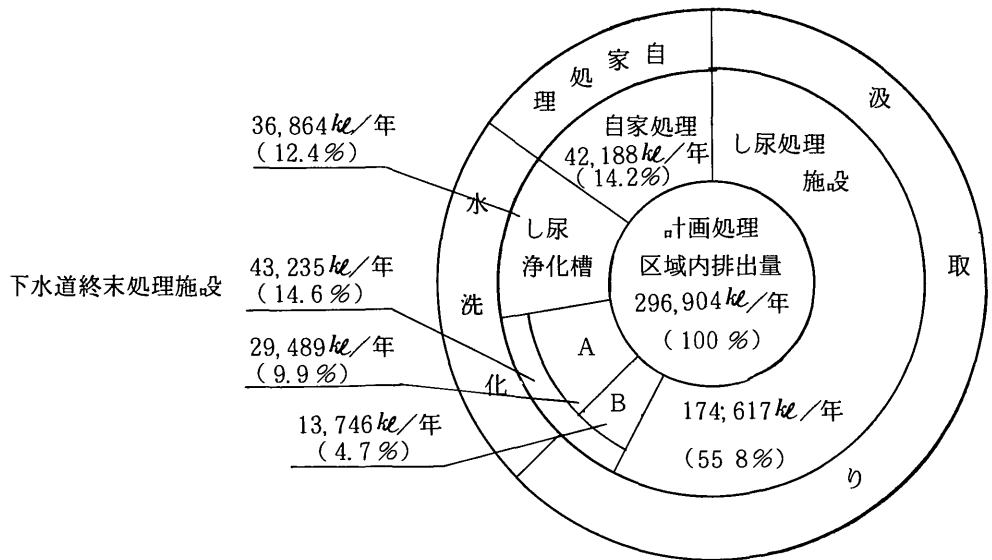


表87 し尿処理施設の整備状況

(昭和54年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A施設の規模 (ke/日)	処理方法	移 動 開 始 年 月	B 昭 和 5 3 年 度 中 の 年 間 処 理 績 績 (ke/年)	B	残 渣 量 (t/年)	備 考
							A×365		
鳥取県東部衛生施設組合	因幡浄苑	鳥取市秋里1037番地	170	好気性 処理	46.11	62,215	1.00	144	
中部広域行政管理組合	日の宮浄苑	倉吉市小田字日の宮3番地	120	嫌気性 消化処理	46.4	41,415	0.95	1,348	
米子市ほか 9か町村 衛生施設組合	米子市浄化場	米子市安倍214番地	56	"	39.1	11,957	0.58	240	
			120	好気性 処理	49.12	31,438	0.72	186	
	白浜浄化場	西伯郡淀江町中間856番地	80	"	42.4	22,410	0.77	277	
境港市	境港市浄化場	境港市小篠津町無番地	56	嫌気性 消化処理	39.4	14,644	0.71	300	
日野町・江府町・ 日南町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2番地	14	好気性 処理	40.4	4,284	0.84	38	
計			616			188,363	0.84	2,533	

2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、その量、質ともに増大、多様化の一途をたどっているが、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものにつ

いて収集、運搬処理及び処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和53年におけるごみ処理の状況は、図16のとおりあるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の72.3%、そのうちごみ処理施設において焼却処理されているものは55.2%焼却後の残灰及び粗大ごみ処理施設において圧縮、破碎等の処理をしたもの等の埋立処分は36.0%であるが山間部等を中心とした地域においては、8.4%のものが自家処理に依存している。

図 16 ごみ処理の状況

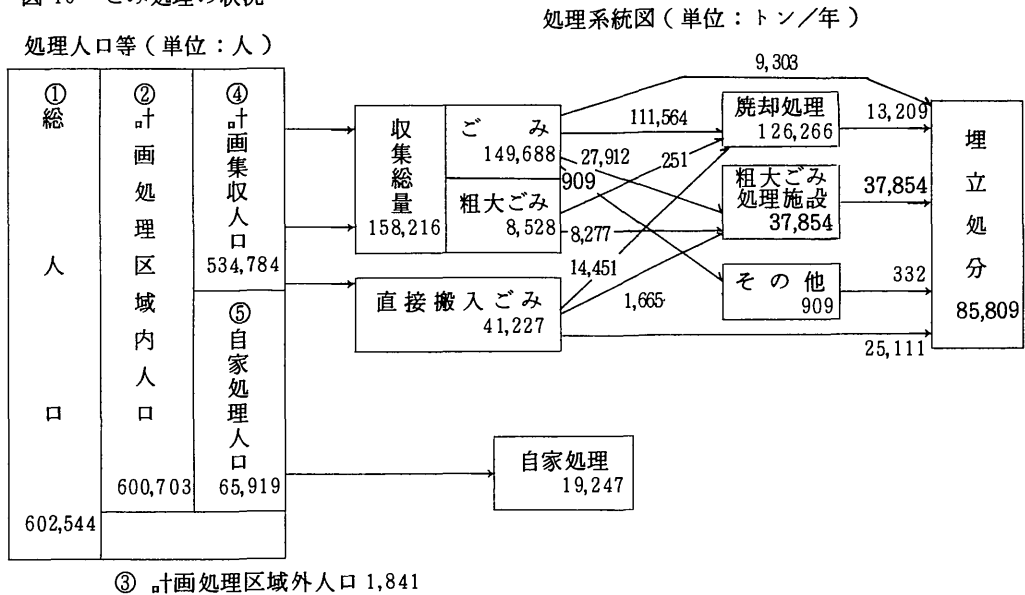
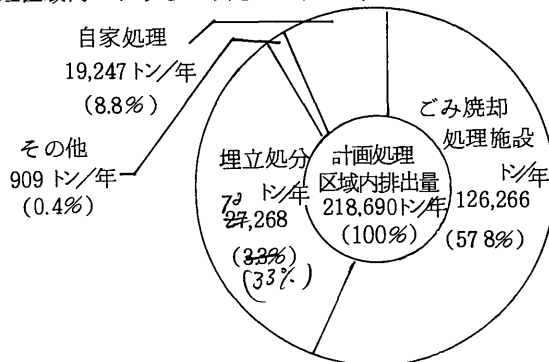


図 17 計画処理区域内におけるごみ処理の状況 (昭和 53 年度)



(注) 埋立処分には、図16の焼却残灰(13,209トン/年)及び残灰(332トン/年)は含まない。

表88 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（昭和54年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規 (t/日)	炉型式	稼 動 年 始 月	B 昭 和 5 3 年 度 中 の 間 理 実 績	稼動率 B A×稼動 日数	残渣量	備 考
鳥 取 市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連 続 式 燃 焼 式	49 11	37,996	0 77	4,179	
国 府 町	こくふ浄苑	国府町岡益 524・525	6	機 械 化 パ ン チ 式	46. 12	1,406	0 89	65	
岩 美 町	岩 美 町 ご み 焼 却 場	岩美町大字浦富 365	6	固 定 パ ン チ 式	45 4	175	0 58	19	
"	岩 美 町 清 掃 工 場	岩美町大字浦富字坊谷	30	機 械 化 パ ン チ 式	53 6	2 076	0 27	275	
福 部 村	福 部 浄 苑	福部村大字中 109	6	"	50. 4	812	0 45	81	
河 原 町	河 原 町 ご み 処 理 場	河原町大字郷原 434-2	5	固 定 パ ン チ 式	46 4	0	0	0	
"	"	"	8	機 械 化 パ ン チ 式	52 4	1 742	0 71	192	
若 桜 町	若 桜 町 磨 ん 芥 処 理 場	若桜町大字浅井	10	機 械 化 パ ン チ 式	51 5	1 277	0 44	64	
智 頭 町	智 頭 町 磨 ん 芥 処 理 場	智頭町大字市瀬 1643-2	8	固 定 パ ン チ 式	44 6	1,506	0 66	96	
八 頭 東 部 衛 生 施 設 組 合	組 合 立 ご み 処 理 場	船岡町大字水口 142-2	20	機 械 化 パ ン チ 式	50 10	2 652	0 45	130	
佐 治 用 瀬 ご み 処 理 施 設 組 合	"	佐治村大字葛谷字水工谷 478-2	6	"	48 7	1,340	0 76	134	
氣 高 郡 衛 生 施 設 組 合	"	氣高町大字八東水字 ガーガ谷	20	"	49. 4	5 582	0 38	510	
中 部 広 域 行 政 管 理 組 合	向山清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	"	44 8	10,281	1 05	1,158	
	東伯清掃工場	東伯町田越 104	50	"	49 12	8 889	0 65	711	
	赤 碓 分 場	赤碓町筥津 514-2	5	"	45 3	761	0 53	67	
米 子 市	米 子 市 磨 ん 芥 焼 却 場	米子市長砂町 946-1	60	機 械 化 パ ン チ 式	46 10	19 757	0 85	871	
			20	固 定 パ ン チ 式	40 1	7 573	0 74	640	
境 港 市	境 港 市 磨 ん 芥 処 理 場	境港市福定町 673	50	機 械 化 パ ン チ 式	41 4	9,772	0 66	2 265	
西 伯 町 外 2 か 町 清 掃 施 設 管 理 組 合	新 宮 谷 焼 却 場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷 22-1	7	"	47 5	1 845	0 86	554	
日 吉 津 村	日 吉 津 村 磨 ん 芥 処 理 場	日吉津村大字日吉津 1866	3	固 定 パ ン チ 式	44 2	420	0 47	34	
淀 江 町	淀 江 町 ご み 焼 却 場	淀江町大字福岡字高尾谷	10	機 械 化 パ ン チ 式	53 4	1,571	0 59	162	
大 山 町	大 山 町 磨 ん 芥 焼 却 場	大山町上万 212	5	"	46 9	602	0 38	90	
名 和 町	名 和 町 磨 ん 芥 焼 却 場	名和町大字大塚 877-2	5	"	51 4	1 422	0 91	175	
			3	固 定 パ ン チ 式	44 4	318	0 72	39	

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 所在地 (t/日)	如 型式	稼 開 年 月	B 昭和53 年度中 の 稼動 実績	移動率		残 渣 量	備 考
							$\frac{B}{A}$	$\frac{稼動日数}{稼動日数}$		
中山町	中山町菅 塵芥処理場	中山町羽田井字中山原 1419-226	5	機械化 パノチ式	49 7	1,610	1 03	138		
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町異坂 187	3	固 定 パノチ式	45 7	456	0 51	54		
"	"	"	5	機械化 パノチ式	53 4	761	0 51	91		
日南町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7		48 5	989	0 68	49		
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	固 定 パノチ式	45 2	976	1 57	120		
溝口町	溝口町 ごみ処理場	溝口町上野カマ谷 110-1	7	"	50 4	1,699	0 79	246		
計			588			126,266	平均 0 79	13,209		

表89 粗大ごみ処理施設

(昭和54年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	公称能力 (t/日)	稼動開始 年 月	年間処理実績 (t/年)	計量	稼動日数	C		備 考
								$\frac{C}{365}$	$\frac{B}{A \times C}$	
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	破 碎	150	47 8	20,474	無	292	0 80	0 47	
中部広域行政 管理組合	向山清掃工場	圧縮・破砕 用	50	48 4	4,358	有	272	0 75	0 32	
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破砕 用	60	48 8	9,697	有	272	0 75	0 59	
計			260		34,524		延 836 平均 279	平均 0 76	平均 0 48	

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破砕等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表88に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等に伴いごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い新たな用地の確保を関係市町村においては検討してゆく必要がある。

表90 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和54年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立開始年月	埋立終了予定年月	面積(m ²)	全体容量(m ³)	残余容量(m ³)	年度埋立実績(t/年)	備考
鳥取市	晩稲不燃物処理場	鳥取市晩稲53	51 7	60 7	18,600	96,250	49,750	22,475	
東部広域行政管理組合	高清掃工場	鳥取市里仁637-18	47 8	64 10	25,000	255,000	150,000	33,900	
岩美町	岩美町不燃物捨場	岩美町大字浦富字城ノ谷	45 5	54 3	8,000	18,000	0	491	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46 12	60 3	2,000	6,000	5,503	89	
福部村	福部村残渣処分地	福部村大字中	50 4	56 3	1,189	6,000	3,000	81	
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井	47 4	57 3	5,700	9,600	4,070	990	
若桜町	若桜町営不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	55 3	4,000	20,000	11,291	748	
佐治・用瀬 ごみ処理施設組合	組合立ごみ埋立地	佐治村坂ノ村	53 4	54 7	200	600	500	134	
気高郡 衛生施設組合	組合立捨場	青谷町頭無	49 4	55 3	800	2,400	100	510	
中部広域行政管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44 8	52 3	6,000	17,000	0	4,091	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49 12	60 3	10,000	100,000	89,000	778	
米子市	大篠津場	米子市大篠津	51 1	54 3	10,000	30,000	0	1,967	
日吉津村	日吉津村埋立地	日吉津村日吉津	46 4	56 3	100	750	500	34	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46 5	55 3	11,827	35,481	2,300	2,265	
淀江町	佐陀不燃物処理場	淀江町大字佐陀字灘浜	51 4	60 3	892	3,570	3,043	162	
西広域行政管理組合	米子市市沖 祇園町	米子市祇園町2丁目	47 11	62 3	235,700	941,600	646,600	40,000	
合	計				340,008	1,542,251	965,657	108,715	

4 し尿浄化そう

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴ない、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化そうの設置基数は急激に増加しており、昭和54年度末には、14,968基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化そうは、必ずしも適切に維持管理等がなされているものばかりとは言えず、その放流水による公共の水域の水質の汚濁、悪臭の発生等が問題となっており、これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化そうの設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図18及び表91に示すとおり

であるが激増する浄化その設計施工及び維持管理等を適正にさせ生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県浄化その指導要綱を策定施行し、市町村及び関係業界と相協力してこれに当たっているところである。

図18 浄化槽設置基数の推移

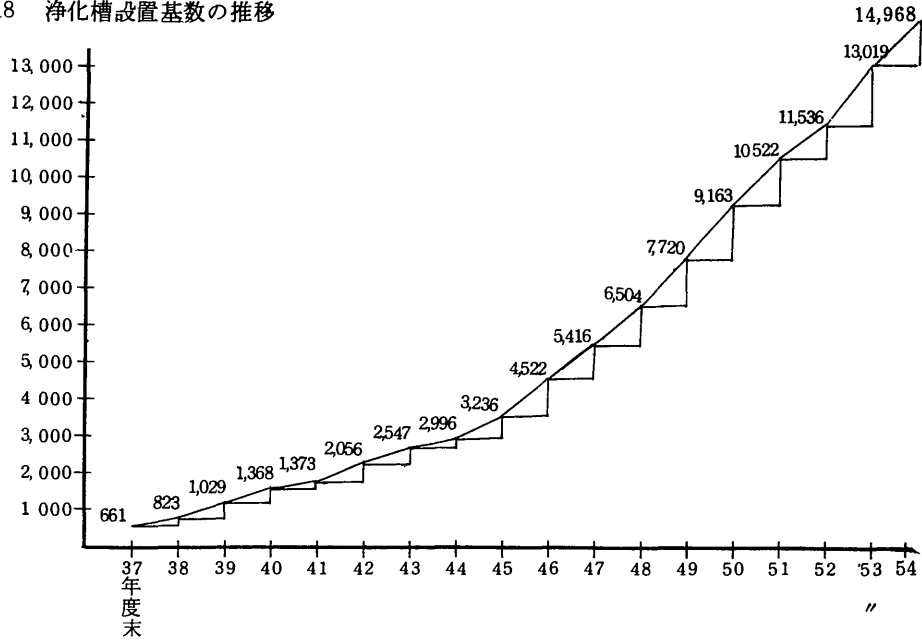


表91 保健所別し尿浄化その設置基数

(昭和55年3月末現在)

人その	保健所							計			
	鳥	取	郡	家	浜	村	倉		吉	米	子
0 ~ 20	3,565	959	219	2,235	3,969	233	11,180				
21 ~ 100	740	139	78	808	1,239	86	3,090				
101 ~ 300	132	28	21	154	207	23	565				
301 ~ 500	27	6		26	32	4	95				
小計	4,464	1,132	318	3,223	5,447	346	14,930				
501 ~ 1,000	12	1	2	2	14	1	32				
1,001 ~ 2,000	2				2		4				
2,001 ~ 3,000				1	1		2				
小計	14	1	2	3	17	1	38				
合計	4,478	1,133	320	3,226	5,464	347	14,968				

第2節 産業廃棄物の現況

先年の生産活動の拡大と消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の排出量は著しく増加し、また質的にも大きく変化している。

特に不燃性、難燃性等処理困難な廃棄物が増加する傾向にある。

これらの産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明定し事業者による産業廃棄物を自ら処理する義務を課している。

又、排出事業者は、当該業務について都道府県知事の許可等を得た業者に一定の条件のもとで委託することができることとされているが、本県における現状は、図19及び図20のとおりであり、事業者自ら自家処理又は、これら産業廃棄物処理業者により相当量のものが処理処分できるものと考えられる。

本県においては、早急に処理対策を講じさせる必要のある産業廃棄物6品目を取り上げこれらの処理処分等の方策について、昭和50年9月産業廃棄物処理計画実施指導方針を策定し、これに基づき関係業界を指導するため、各廃棄物毎に次の構成による専門部会を設置し、関係業界、排出者等に廃棄物の排出状況等の調査及び処理体制の整備等について検討させているところである。

専門部会の構成

○廃油・古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トラック協会、鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課

メッキスラッジ・表面処理スラッジ関係

鳥取三洋電機㈱本社、旭鍍金㈱、鳥取旭工業㈱、堀鍍金工業所、環境保全課（鳥取保健所 米子保健所）

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、赤碓町、農政課、農業改良課、農蚕園芸課、畜産課、環境保全課（倉吉保健所）

建設廃材関係

（社）鳥取県建築士会、（社）鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会、建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

なお各専門部会において処理を検討している産業廃棄物の処理状況は、表92のとおりである。

図 19 産業廃棄物処理業の許可の現況

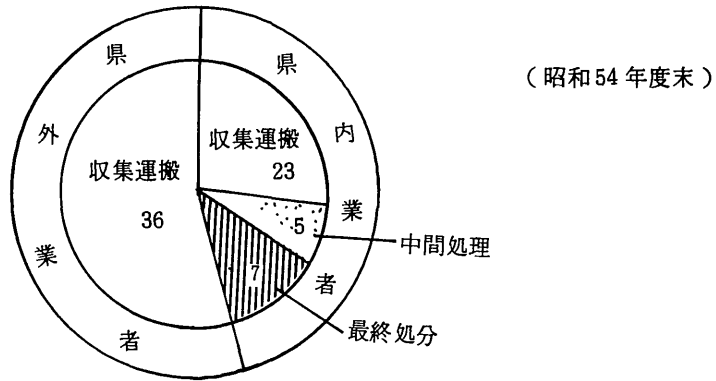


図 20 産業廃棄物処理業者の推移

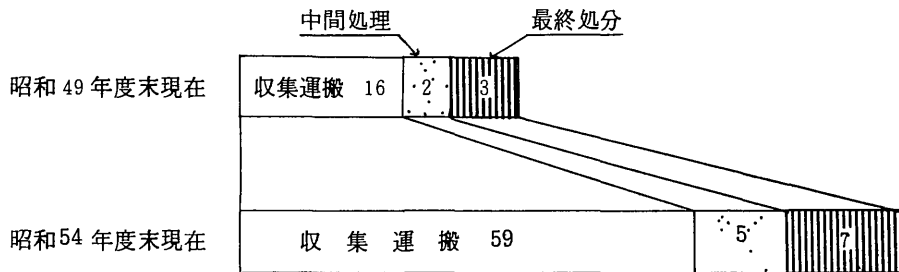


表92 産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している産業廃棄物の処理の現況

単位 トン/月

	排出量	左 の 処 理 内 訳						備 考
		自己処理	業者委託	メーカー プリーフ 一等回収	市町村 処 理	売却 却 渡	保管等	
メノキスフッジ 表面処理スフッジ	197	22	167	—	—	4	4	
廃 油	299	71	45	78	2	98	5	
古 タ イ ヤ	370	170	20	120	20	30	10	
建 設 廃 材	35,586	35,514	61	—	—	10	1	
廃プラスチック類 (農業用)	178	143	—	—	—	—	35	
家 畜 ふ ん 尿	63,900	12,524	9,138	—	—	29,011	13,227	
計	100,530	48,444	9,431	198	22	29,153	13,282	
	%	48.2	9.4	0.2	0.0	29.0	13.2	

第9章 中小企業者に対する貸付

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表93 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和55年度）

貸付対象	中小企業者または事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	2,000万円以内、事業協同組合については3,000万円以内
貸付利率	年6.9%以内（保証付の場合年6.6%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置を含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和46年以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表94 公害防止資金貸付実績

年 度	貸 付 件 数	貸 付 金 額
46	9 件	5,005 万円
47	10	3,985
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655
51	7	7,900
52	7	10,000
53	8	8,177
54	11	15,288

表95 施設別貸付実績

年度	施設別 貸付実績		汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額		
46	2件	2,000万円	2件	1,250万円	5件	1,755万円		
47	8	2,435	—	—	2	1,550		
48	7	5,458	3	1,340	—	—		
49	2	3,000	2	3,450	—	—		
50	6	4,505	2	1,150	—	—		
51	6	5,900	—	—	1	2,000		
52	7	10,000	—	—	—	—		
53	6	7,599	2	578	—	—		
54	11	15,288	—	—	—	—		

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付

表96 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
4 6	1 件	350 万円	汚水処理施設
4 7	9	2,023	〃 8 騒音防止施設 1
4 8	1	222	〃
4 9	—	—	—
5 0	1	320	汚水処理施設
5 1	2	1,436	〃
5 2	1	223	〃
5 3	4	2,045	〃 3、その他 1
5 4	4	2,750	〃

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付

表97 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

(産業公害防止貸付)

(公害貸付)

年 度	制度 貸付実績	中 小 企 業 金 融 公 庫		国 民 金 融 公 庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
4 6		2 件	5,000 万円	3 件	600 万円
4 7		8	11,250	8	2,120
4 8		4	1,800	5	1,880
4 9		8	14,480	1	300
5 0		4	14,300	2	360
5 1		9	15,350	1	90
5 2		4	8,400	1	600
5 3		8	36,100	2	370
5 4		2	22,000	1	160

(4) 公害防止事業団貸付

表98 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
5 3	1	1,800 万円	廃棄物処理施設
5 4	1	12,000	汚水処理施設

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

- (1) 昭和54年度における本県の公害苦情受理状況は、171件であり、昭和53年度197件に比べて26件減少している。
- (2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類 \ 年度	46	47	48	49	50	51	52	53	54
大 気 汚 染	37	32	22	33	41	26	16	24	11
水 質 汚 濁	96	92	107	61	54	38	37	59	44
騒 音	49	40	48	56	39	42	36	35	37
振 動	3	—	4	3	6	6	1	5	3
悪 臭	83	82	109	81	37	33	35	40	32
土 壌 汚 染	1	1	3	3	1	3	—	—	—
そ の 他	19	40	37	36	29	32	45	34	44
計	288	287	330	273	207	180	170	197	171

公害の種類別苦情は、昭和54年度受理件数中では、水質汚濁44件（26％）騒音37件（21％）、悪臭32件（19％）、大気汚染11件（6％）振動3件（2％）その他44件（26％）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、鳥取市50件（前年度52件）を最高に、米子市39件（前年度16件）、倉吉市32件（前年度30件） 東伯町8件（前年度7件） 境港市5件（前年度8件）の順となっている。

2. 公害苦情の処理状況

昭和54年度における公害苦情件数171件中解決したもの160件で、解決率は94%となっている。昭和54年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類	区分	受理件数 _A	解決件数 _B	解決率($\frac{B}{A} \times 100$)%
大気汚染		11	9	82
水質汚濁		44	41	93
騒音		37	33	89
振動		3	3	100
悪臭		32	30	94
その他		44	44	100
計		171	160	94

3. 公害の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業35件（20%）、畜産業26件（15%）、商店飲食店20件（12%）、家庭17件（10%）、建築土木工事16件（10%） 交通機関2件（1%） その他55件（32%）となっている。

種類	発生源							
	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	6	—	—	—	—	—	5	11
水質汚濁	9	2	—	10	3	4	16	44
騒音	13	6	—	1	2	10	5	37
振動	—	—	2	—	—	—	1	3
悪臭	5	—	—	12	3	3	9	32
その他	2	8	—	3	9	3	19	44
計	35	16	2	26	17	20	55	171

S 5 4 年 公 害 苦 情 件 数

保健 所名	区 分		新 規	繰 越	合 計	処 理 (解 決)	翌年繰越	合 計
	市町 村名							
鳥 取	鳥 取 市		50	1	51	46	5	51
	国 府 町		1	1	2	1	1	2
	岩 美 町		—	—	—	—	—	—
	福 部 町		—	—	—	—	—	—
	計		51	2	53	47	6	53
郡 家	郡 家 町		—	1	1	1	—	1
	船 岡 町		1	1	2	1	1	2
	河 原 町		—	—	—	—	—	—
	八 東 町		—	1	1	1	—	1
	若 桜 町		—	—	—	—	—	—
	用 瀬 町		—	—	—	—	—	—
	佐 治 村		—	—	—	—	—	—
	智 頭 町		4	1	5	5	—	5
	計		5	4	9	8	1	9
浜 村	気 高 町		—	—	—	—	—	—
	鹿 野 町		—	—	—	—	—	—
	青 谷 町		4	1	5	5	—	5
		計		4	1	5	5	—
倉 吉	倉 吉 市		32	2	34	33	1	34
	羽 合 町		—	1	1	—	1	1
	泊 村		—	—	—	—	—	—
	東 郷 町		—	—	—	—	—	—
	三 朝 町		—	1	1	—	1	1
	関 金 町		—	—	—	—	—	—
	北 条 町		4	—	4	4	—	4
	大 栄 町		3	—	3	3	—	3
	赤 伯 町		8	—	8	8	—	8
	計		49	4	53	50	3	53
米 子	米 子 市		39	4	43	39	4	43
	境 港 市		5	—	5	5	—	5
	西 伯 町		1	—	1	1	—	1
	会 見 町		—	—	—	—	—	—
	岸 本 町		—	—	—	—	—	—
	日 吉 津 村		—	4	4	1	3	4
	淀 江 町		2	—	2	1	1	2
	大 山 町		—	—	—	—	—	—
	名 和 町		4	—	4	4	—	4
	中 山 町		—	—	—	—	—	—
	計		51	8	59	51	8	59
根 雨	日 野 町		—	—	—	—	—	—
	日 南 町		—	—	—	—	—	—
	江 府 町		3	—	3	3	—	3
	溝 口 町		—	—	—	—	—	—
	泉		8	1	9	7	2	9
合 計		171	20	191	171	20	191	

公害の種類別件数（新規）

保健 所名	区分	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合計
	市町 村名									
鳥 取	鳥取市	5	13		18		11	47	3	50
	国府町		1					1		1
	岩美町									
	福部村									
	計	5	14		18		11	48	3	51
郡 家	郡家町									
	船岡町				1			1		1
	河原町									
	八東町									
	若桜町									
	用瀬町									
	佐治村									
	智頭町	1			2		1	4		4
計	1			3		1	5		5	
浜 村	気高町									
	鹿野町									
	青谷町		2		1	1		4		4
	計		2		1	1		4		4
倉 吉	倉吉市	2	5		8		9	24	8	32
	羽合町									
	泊村									
	東郷町									
	三朝町									
	関金町									
	北条町		2				2	4		4
	大栄町		2				1	3		3
	東伯町		7				1	8		8
	赤碕町		1				1	2		2
	計	2	17		8		14	41	8	49
米 子	米子市	1			5	2	1	9	30	39
	境港市		2		1		2	5	-	5
	西伯町		1					1		1
	会見町									
	岸本町									
	日吉津村									
	淀江町						2	2		2
	大山町									
	名和町		1					1	3	4
	中山町									
計	1	4		6	2	5	18	33	51	
根 雨	日野町									
	日南町									
	江府町		1		1		1	3		3
	溝口町									
	県	2	6					8		8
合 計		11	44		37	3	32	127	44	171

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は40工場である。

表99 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
⑮ 食 料 品 製 造 業	5	2 (2)				5 (5)								
⑲ た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)								
⑳ 織 維 工 業	1		(1)			1								
㉒ 木 材、木 製 品 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)								
㉔ パルプ、紙、紙工品製造業	2	2 (2)	1 (1)				1		(1)	1 (1)				1 (1)
㉗ 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	5	1 (1)	1 (1)			4 (3)								
㉙ 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	12	5 (5)				1 (1)						11 (10)		
㉚ 鉄 鋼 業	2	2 (1)			2 (1)	(1)								
㉜ 金 属 製 品 製 造 業	5						1 (2)	4 (2)		(1)				
㉞ 一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)					1 (1)		1	
㉟ 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)				1 (1)		2 (2)						
㊱ ガ ス 業	1					1								
計	40	19 (18)	2 (3)		2 (1)	18 (16)	2 (2)	6 (6)	(1)	1 (2)	1 (1)	11 (10)	1	1 (1)

- (注) 1. 業種番号、業種名は日本産業分類による。
2. () は、代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、湖沼海岸等公共場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和53年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和54年10月1日～10月31日

(2) 運動内容

① 広報活動

ポスター500枚作成し保健所、土木出張所、市町村及び参加団体に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

② 美化運動推進関係者等によるごみ一掃総点検パトロールを実施して啓もうにつとめた。

③ 市町村と保健所環境衛生指導員による不法投棄ごみの実態を調査した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締指導パトロールを実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受け我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが、昭和54年度の実施状況は表98に示すとおりである。

表100 昭和54年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県市町村	—	環境庁ポスター700枚を市町村、保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	—	有線放送13市町村で延28回放送 広報車12市町村で延18回巡回 広報紙15市町村で延15回配布														
懸垂幕、横断幕の掲示	県市町村	観光協会	期間中6市町村で掲示														
研修会	県市町村	市町村	6月1日(月)鳥取県庁第二庁舎で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を実施した	58名参加													
記念集会	市町村	—	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した	6市町村で391名参加													
環境点検整備	県		県下の騒音関係187事業所に対し、公害防止施設測定機器の整備等について呼び掛けた														
事業場水質調査	県		県下の水質汚濁防止法の45特定事業場に対し水質調査を行った	採水調査の結果は違反事業所4件													
環境整備調査	市町村	—	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	<ul style="list-style-type: none"> ○工場事業場の点検 9市町村で70事業所 ○不法投棄場所の実態調査 17市町村で45ヶ所を確認 101トンのごみを除去した 													
交通公害環境調査	県市	—	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った	4市16地点で延4日間80回測定(一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果別紙												
不法投棄の監視取締り	県警本部	—	不法投棄の集中取締りを行った	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		件数	人員	検挙	12	13							
	件数	人員															
検挙	12	13															
整備不良車の監視取締り	県警本部 陸運事務所	県自動車整備振興会	整備不良車のいっせい取締り	検査車両数 112台													
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>処</td> <td>整備命令</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>整備通告書</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>状</td> <td>警</td> <td>告</td> </tr> <tr> <td>況</td> <td>計</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	処	整備命令	0	分	整備通告書	0	状	警	告	況	計	10	
処	整備命令	0															
分	整備通告書	0															
状	警	告															
況	計	10															
海水浴場の水質検査	県		県下22海水浴場の水質検査を行った	検査項目、透視度、油分、COD、大腸菌群数5項目について検査した													
ごみ持ち帰り運動	県	—	観光地において、民間団体、商店等で当運動を呼びかけた	成果については不詳													
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	建設省 県市町村		海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃を行った	21市町村で456団体 45,000名参加して清掃した													